

日吉津村告示第4号

令和6年第1回日吉津村議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月5日

日吉津村長 中 田 達 彦

1 日 時 令和6年3月1日 午前9時00分

2 場 所 日吉津村議会議場

○開会日に応招した議員

齊 田 光 門

加 藤 修

江 田 加 代

長谷川 康 弘

前 田 昇

石 原 浩 明

河 中 博 子

橋 井 満 義

松 田 悦 郎

山 路 有

○応招しなかった議員

な し

第1回 日吉津村議会定例会会議録（第1日）

令和6年3月1日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和6年3月1日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 村長施政方針説明
- 日程第5 報告第1号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第6 報告第2号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第7 報告第3号 広報広聴常任委員会の調査研究について
- 日程第8 議案第2号 移動脱水車購入変更契約について
- 日程第9 議案第3号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第10 議案第4号 日吉津村情報公開条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第5号 日吉津村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第6号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第7号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第8号 日吉津村長の給与の特例に関する条例を廃止する条例
- 日程第15 議案第9号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回）
- 日程第16 議案第10号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）
- 日程第17 議案第11号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 日程第18 議案第12号 令和5年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第3回）
- 日程第19 議案第13号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算

- 日程第20 議案第14号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第21 議案第15号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第16号 令和6年度日吉津村下水道事業会計予算
- 日程第23 議案第17号 日吉津村防災行政無線機能強化工事変更請負契約について
- 日程第24 議案第18号 日吉津村と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第25 議案第19号 日吉津村と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 村長施政方針説明
- 日程第5 報告第1号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第6 報告第2号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第7 報告第3号 広報広聴常任委員会の調査研究について
- 日程第8 議案第2号 移動脱水車購入変更契約について
- 日程第9 議案第3号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第10 議案第4号 日吉津村情報公開条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第5号 日吉津村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第6号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第7号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第8号 日吉津村長の給与の特例に関する条例を廃止する条例
- 日程第15 議案第9号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回）
- 日程第16 議案第10号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）

- 日程第17 議案第11号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 日程第18 議案第12号 令和5年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第3回）
- 日程第19 議案第13号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算
- 日程第20 議案第14号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第21 議案第15号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第16号 令和6年度日吉津村下水道事業会計予算
- 日程第23 議案第17号 日吉津村防災行政無線機能強化工事変更請負契約について
- 日程第24 議案第18号 日吉津村と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第25 議案第19号 日吉津村と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

出席議員（10名）

1番 齊田光門	2番 加藤修
3番 江田加代	4番 長谷川康弘
5番 前田昇	6番 石原浩明
7番 河中博子	8番 橋井満義
9番 松田悦郎	10番 山路有

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里英樹 書記 森下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中田達彦 総務課長 小原義人
 住民課長 矢野孝志 福祉保健課長 橋田和久

建設産業課長 福井 真一 教育長 井田 博之
教育次長 横田 威開 会計管理者 景山 美穂

午前9時00分開会

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

ここに令和6年3月第1回定例会開会を迎えるに当たり、議長として一言御挨拶申し上げます。
令和6年元旦、新年をお祝いしている最中、石川県能登半島を震源としたマグニチュード7.6の能登半島地震が発生いたしました。多くの皆さんが被災され、今なお厳しい避難生活に置かれておられます。また、現状で把握されている犠牲者の方々、241名の皆さんの御冥福をお祈りいたします。ここで、犠牲になられた方々の御冥福を祈り、黙禱をささげたいというふうに思います。御理解をお願いしたいと思います。

そうしますと、起立して、20秒間だけ黙禱したいと思います。

黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（山路 有君） ありがとうございます。それでは御着席願います。ありがとうございます。

今なお13名の方々が行方不明とお聞きし、早く御家族の元へと祈るところであります。国策の課題として、一刻も早い被災地の復興、また、被災された皆さんが早く日常生活に返られることをお祈りするところであります。

以上、開会前の議長の挨拶といたします。

そうしますと、議事に入りたいと思います。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和6年第1回日吉津村議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、石原浩明議員、7番、河中博子議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（山路 有君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり、本日から3月22日までの22日間とし、審議予定はお手元に配付のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月22日までの22日間、審議予定はお手元に配付のとおりと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（山路 有君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長からの報告をいたします。

説明員の報告、地方自治法第121条の規定により、村長、教育長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席しております。

出納検査報告、お手元に配付のとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管しておりますので、閲覧していただきたいと思っております。

陳情の付託報告、本日まで受理した陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、会議規則第92条及び95条の規定により所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。なお、会期中の付託といたします。

陳情の処理経過及び結果の報告、令和5年12月定例会において不採択となりました、日吉津村議会議員政治倫理条例の一部改正について陳情（コンプライアンス基準）ほか4件については、12月15日付で審査結果を通知しました。

行事報告、12月定例会終了後から本日まで、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 村長施政方針説明

○議長（山路 有君） 日程第4、村長施政方針説明を行います。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和6年度一般会計当初予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、村政に対する施政方針と予算に関する総括的な御説明を申し述べさせていただきたいと思っております。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の分類を5類に変更されて以降、様々な行事やイベントなどが再開され、今週末には球技大会、来週末には芸能大会も6年ぶりに開催されるなど、従来の活気が戻ってきております。

一方で、複雑な世界情勢を背景に続く原油高、物価高は私たちの生活にも大きな影響を及ぼしており、そうした不安定な状況にも向き合いながら、今後、人口が減少していく中であっても、持続可能な社会や仕組みづくりが求められています。

本村におきましては、昨年2月に第2期日吉津村地方創生総合戦略の目標人口として掲げております3,600人を超え、直近の2月1日現在では3,608人となっております。日吉津村の地方創生の推進につきましては、2060年に本村の人口3,600人を維持するため、「住んでみたい、住み続けたいむらづくり」「結婚・出産・子育てしやすいむらづくり」「働き続けられるむらづくり」「魅力あふれるむらづくり」を4つの基本目標として取り組んでおります。これからの人口減少社会を見据え、デジタル技術も活用しながら、移住定住施策や村内外への魅力発信などに官民連携で取り組み、人口の維持、増加を図りながら、現在の人口増を村の元気づくり、地域力につなげていきたいと考えております。

令和6年度の一般会計予算総額は27億7,149万9,000円、国民健康保険事業勘定特別会計3億9,924万円、後期高齢者医療特別会計6,317万1,000円、下水道事業会計2億1,177万3,000円を、本議会に提案させていただくこととしております。

一般会計では、前年度は防災行政無線の更新や小学校照明のLED化などの大規模工事を行っており、それと比較すると6,565万円少ない予算、国保会計では、昨年度より2,348万4,000円、後期高齢者では、昨年度より728万1,000円多い予算となっております。下水道事業会計では、前年度には移動式汚泥脱水車の更新を実施しておりますので、比較すると1億4,560万8,000円少ない予算となっております。

以下、主要な事業、取組について御説明をさせていただきます。

1月1日に発生いたしました能登半島地震につきまして、本村におきましても津波注意報が発表されました。元日の夕方でしたが、消防団員、分団員の御協力により、早期の警戒活動により、海岸付近の車両等の退避及び福祉施設の避難等を迅速に行っていただきました。本村におきまして被害等の報告はありませんでしたが、今回の地震を教訓に、今後も発生が想定される災害に対し、さらなる対応強化を進めてまいりたいと考えております。

昨年10月には風水害を想定した初めての村防災訓練を実施いたしました。また、1月30日には、日吉津小学校で5年生を対象に弾道ミサイル発射を想定した避難訓練、及び役場庁舎で職員を対象に国民保護研修、避難誘導訓練を実施したところでございます。新年度は、災害対策本部の各セッションでの個別訓練などポイントを絞った訓練と併せ、各自治会とも協力し、村民の皆様にもなるべく多く参加いただけるような訓練を計画していきたいというふうに考えております。

また、今年度実施をしております日吉津村防災行政無線機能強化工事につきましては、昨年8月以降、周波数帯の調整及びノイズ調査等を経て、12月には周波数の内示、以降、屋外子局でのノイズ調査等を実施してきております。昨今の半導体不足の影響などにより、資機材の調達に遅れが生じているため、今議会に工期延長等の契約変更の議案を上げさせていただいておりますが、今月中旬以降、順次資機材の導入が決定いたしましたので、3月下旬から親局の更新を実施し、現行機と新型機での並行運用を開始してまいります。防災無線の受信アプリにつきましても、親局の設置完了後、速やかに調整を開始し、4月1日からの運用を目指して準備を進めているところでございます。また、各自治会に設置しております地区遠隔装置につきましては4月上旬から、各世帯の戸別受信機につきましては4月下旬から6月にかけて順次更新をしていく予定でありますので、皆様の御理解・御協力をお願いいたします。

国では、デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、物価高により厳しい状況にある国民負担を軽減するため、令和6年度税制改正において、所得税・個人住民税の定額減税を実施することとし、令和6年6月から減税が開始される予定です。あわせて、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、令和6年度住民税情報等を基に、新たに住民税非課税、住民税均等割のみ課税世帯となる世帯に対し10万円を給付、また、定額減税し切れないと見込まれる方には、1万円単位で差額を給付する調整給付を行うこととしております。調整給付につきましては、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、当初給付額に不足があることが判明した場合は、追加での給付も行うこととしております。可能な限り速やかな支給が行えるよう関係課で連携を図り、進めてまいります。

子育て支援の関係ですが、日吉津保育所は、昨年4月から保育所型の認定こども園、ひえづこども園としてスタートいたしました。保育認定の有無にかかわらず、誰もが通える施設として、地方創生総合戦略で掲げた待機児童ゼロを継続し、幼児教育や保育の質の向上などに努めるとともに、子育て支援センターや小規模保育所も含めて、子供の育ちと親の子育てをしっかりと支えられるように連携を図ってまいります。近年の村内の宅地化により、戸建て住宅への転入が増加

し、特に3歳以上児の入園希望が増加しております。また、一人一人にきめ細やかな保育、教育を提供し、少人数体制で就学に向けた準備・支援を行えるよう、本年10月供用開始を目指し、保育室の増設工事を実施することとしております。子育て世代の希望にしっかりと寄り添っていただけるよう施設整備や体制の整備を進めてまいります。

日吉津小学校では、新年度に37名の新入生を迎え、228名での学校活動をスタートする予定としております。今年度は、日吉津小学校創立150周年の記念の年であり、様々な記念事業を実施いたしました。子供たちにとっても貴重な経験となり、思い出深い1年となったことと思います。

コミュニティ・スクール事業は、導入してから3年がたち、11月には第4回日吉津村熟議を開催し、「子どもの夢の実現のために」というテーマを設定し、語り合いました。保護者、地域の方、教職員等様々な立場の方にお集まりいただき、子供を取り巻く環境や、大人としての姿勢など熱く語り合いました。今後も取組状況の情報提供などにも努めながら、地域と共にある学校づくりを推進してまいります。

新聞やニュースで報道されておりますとおり、県内においても不登校児童が増加している現状があります。日吉津村では、令和2年度から教育支援センター、ぷらっとルームを設置し、教室に入ることが困難な児童の準備や個別学習の支援を行ってきました。相談員と支援員の関わりにより、意欲的に登校するようになった児童もいます。引き続き、個に応じた指導及び支援体制の充実に努めてまいります。

令和4年5月に立ち上がった中学生サークル、スパークルバルブスは、村内在住の中学生21人が中心となって、様々な主体的な活動や村のイベント等のボランティアにも積極的に参加してくれています。9月に開催されました県民カレッジで実践発表を行うなど、この活動のすばらしさは村内だけでなく近隣地域にも広がりつつあり、村としても日吉津村を思う中学生の活動を支えていきたいと考えております。

カルチャー土曜塾は、今年度も地域の皆さんの御協力の下、5回の定期コースと体験・発見コースとして、日吉津海岸での釣り大会、若鳥丸探検、大山雪遊びなど開催することができました。過去最多の児童の参加申込みがあり、子供たちも体験活動を通して得られた成果や人との関わり楽しさを感じることができました。新年度もさらなる体験活動の充実に推進してまいります。

文化財の関係では、今年度、鳥取県有形民俗文化財の指定を受けた綿栽培用具が鳥取市歴史博物館「やまびこ館」で記念展示されました。日吉津村民俗資料館に収蔵されている綿栽培用具は、砂地を利用した綿の栽培に係る一連の用具が調っている点が高く評価されています。小学校児童

は、授業で民俗資料館を活用しています。村民の皆様にも、ぜひ資料館に足を運んで御覧いただければというふうに思います。

次に、共生社会の実現であります。人生100年時代の長寿社会を見据え、高齢になっても住み慣れた地域や住まいで自分らしい暮らしを続けることができるよう、村民の健康づくりなど健康寿命の延伸対策、フレイル予防、健康づくりのための環境整備、社会参加の促進など、地域ぐるみで生涯にわたって活躍できる村づくりに向けた取組を強化してまいります。そのような地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、介護、障がい、子供、生活困窮といった分野ごとではなく、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施に向けて取り組んでまいります。相談支援体制づくりや参加と協働による、共に支え合う福祉の充実を目指し、誰もが地域の中に居場所があり、孤立することなく、地域全体で見守り、支え合う村づくりを進めてまいりたいと考えております。

社会保障の充実では、国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計の特定健診をはじめ、受診結果に基づいた保健指導等の取組により被保険者の健康づくりを推進し、特別会計それぞれの保険医療制度の安定した運営を図るとともに、鳥取県特別医療制度による子育て世代や重度障がい者等の医療費助成の制度などにより、健康の保持及び増進を図ってまいります。本年4月1日からは、18歳以下の小児医療費無償化がスタートいたします。子育て世帯の負担を軽減するとともに、安心して必要な医療を受けられるよう取り組んでまいります。

国民健康保険の令和6年度の保険税率につきましては、国による激変緩和措置の終了や医療費係数の増加により、県への納付金が昨年度より増額となっておりますが、一般会計及び基金からの繰入れにより税率据置きを提案させていただいております。今後は、県の保険料水準の統一に向けた動きに合わせ、現在の保険税算定方式の4方式から3方式への見直しに向け、検討を行ってまいります。

また、南部箕蚊屋広域連合で行う介護保険事業につきましては、第9期の介護保険事業計画のスタートとなり、基本目標である、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる地域づくりに向け、地域包括ケアシステムの深化を図り、介護予防と健康づくりの推進、認知症施策の推進など、共に支え合う村づくりを推進していきたいと考えております。保険料基準額は第8期に比べて、月額174円の減額となっております。引き続き介護保険料の抑制にも努めていきたいと考えております。

次に、保健・健康づくりでは、各種検診の受診率向上に取り組むとともに、多くの村民の皆様

が日頃から自らの健康に関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防や改善、健康増進に取り組むことで健康寿命の延伸につなげていけるよう、健康づくり推進協議会や食生活改善推進委員会の活動と連携を図りながら、バランスの取れた食生活の実践や様々な検診機会の提供、フレイル予防などの普及啓発活動に取り組んでまいります。

また、令和6年度は、鳥取県を舞台に、全国健康福祉祭、ねんりんピックが開催をされます。本村は、ターゲットバードゴルフの開催地となっており、海浜運動公園を会場に全国から約140名の参加者が見込まれています。大会の広報・啓発活動により機運を盛り上げていくとともに、運営ボランティアなど村民の皆様にも御協力をいただきながら、選手と皆様が気持ちよくプレーでき、しっかりとおもてなしができるよう、準備を進めてまいります。

農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加、さらには資材、肥料価格の高騰など、農業を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあります。このような中、農業をめぐる様々な課題を解決し、地域農業を将来にわたって持続可能なものとするためには、本村の強みである地域のつながりと顔の見える関係を生かし、農業者だけでなく、非農家を含めた村民ぐるみの協働により取組を進めていくことが重要と考えており、令和4年3月には、関係者の皆様からの御意見等も踏まえ、おおむね30年後の本村農業のあるべき姿と、それを実現するための方策についてまとめた日吉津村農業将来ビジョンを策定したところです。農業将来ビジョンを実現する上で柱となるがんばる地域プラン事業につきましては、令和4年度から取り組んでいるところですが、個別の事業について、優先度の高いものから順次取組を進めてまいります。

また、農業経営基盤強化促進法の改正により、各市町村は、これまでの人・農地プランに代わる地域計画を令和7年3月末までに策定することとされました。本村におきましても、関係者の皆様の話し合いを基に、地域農業の在り方や目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、村内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地の集約化などを進めてまいりたいと考えております。今後も農業委員会の皆様や、日吉津村地域資源保全会、国、県、担い手育成機構、JAなどの関係機関と連携し、農業者の皆様との合意形成を十分に図りつつ、農業者や村民の皆様のごつながりや助け合いの力を生かし、農業者の皆様のご営みをしっかりと支援していくことで、豊かな農地や農業を次世代につないでいきたいと考えております。

次に、商工業・観光の振興につきましては、商工会とも連携し、小口融資や利子補給事業を継続し、中小事業者の経営安定を図るとともに、鳥取県西部9市町村と商工団体が共同で策定した創業支援事業計画に基づき、起業・創業など新たなチャレンジを引き続き支援し、地域経済の活性化につながる対策事業を適時に行ってまいりたいと考えております。また、大山山麓・日野川

流域観光推進協議会など、近隣市町とも連携しながら、広域的な観光振興やサイクルツーリズムを切り口とした地域経済の活性化を進めてまいりたいと考えております。

次に、うなばら荘は、令和4年3月末をもって閉館し、民間事業者による活用が予定されておりましたが、事業者から事業中止の申入れがありました。その後、施設の第三者への譲渡に向け、施設所有者、西部広域行政管理組合と協力して取り組んでおりますが、いまだに譲渡先の決定には至っておりません。引き続き三者で協力し、一日でも早く次の譲渡先が決まり、新しい施設が稼働できるよう努力してまいりたいと考えております。

また、海浜運動公園の魅力化に向けて、官民連携手法の可能性、民間企業の参入意向等のサウンディング調査を実施しております。このサウンディング調査の結果を踏まえ、新年度には、PFIを活用した海浜運動公園整備に係る基本計画や実施方針の作成、事業者の公募、管理の在り方等も含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、道路の維持管理につきましては、長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の定期点検や村道5号線のホレコ川橋、西川橋の補修を行うほか、村道温泉線の舗装補修を行うこととしております。また、県の事業で日野川右岸沿いに新たな堤防道路（日野川右岸道路）の整備計画が進められており、現在は詳細設計、令和6年度には用地買収が開始されるという予定と聞いております。国道431号沿道北側の富吉地区におきましては、開発事業者が地権者と共に市街化調整区域の地区計画による商業開発の手続きを進め、1月29日付で都市計画法の規定に基づき、富吉北地区の都市計画決定を行いました。今後も周辺の沿道環境、居住環境、営農環境等との調和を図りながら、土地利用計画の実現に向けた取組を進めてまいります。

次に、本村の公共下水道事業につきましては、令和2年度から公営企業会計による事業運営を行っており、資産及び経費を含む全体の経営状況が、複数年にわたり比較可能な形で把握できるようになりました。そうした経営状況を基に、新年度には、今後の経営見通しを立てるための経営戦略の策定を行ってまいります。なお、下水道使用料につきましては、約15年前のリーマンショックの家計への影響を軽減するための減免を行ってきております。現在は6%の減免としておりますが、年次的にこの減免率を引き下げる計画となっており、令和6年度は2%の減免となっております。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

自治会、コミュニティ活動支援では、引き続き自分たちの暮らす地域で安心して暮らすことができる、活力ある地域づくりに向けた活動を推進し、また、必要な支援を行うことで、地域のコミュニティづくりを推進してまいります。昨年5月から、新型コロナの感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行され、自治会の行事なども再開してきております。今後も自治会の皆様とし

っかりとコミュニケーションを図りながら、地域力の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、移住定住の促進につきましては、引き続き移住定住総合相談窓口におきまして、関係機関とも連携し、仕事、住まい、結婚等を総合的にサポートしてまいります。新年度は、結婚支援活動に御協力いただける縁結び仲人さんを募集し、婚活されている方へのサポート体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、自治体D Xの関係でございますが、マイナンバーカードにつきましては、本村における交付率は87.22%、2月現在であります。まだ伸び、9割近くの皆様がカードをお持ちという状況となっております。既に始まっているマイナンバーカードの健康保険証としての利用につきましては、対応できる医療機関及び薬局が鳥取県内で931か所、昨年は582か所でしたが、また、西部地区では420か所、昨年は260か所でしたが、のように増えてきております。昨年2月からは、マイナンバーカードを利用しての転出届について、来庁不要のオンライン届出が可能となり、転入・転居につきましてはオンラインによる来庁予約が可能となったほか、昨年4月からは、住民票、印鑑証明、所得証明がコンビニで取得できるサービスも開始いたしました。引き続き自治体D X推進のプロジェクトチームを中心に、デジタル技術を活用して、村民の皆様を向上させることと併せて、誰もが取り残されないデジタル社会の実現に向け、民間企業や関係機関等とも連携して取り組んでまいります。

これまで本村は、行財政改革大綱及び行財政改革プランに基づき財政運営の健全化を目指し、各種使用料、補助金等の見直し、事務事業の効率化など様々な行財政改革の取組を行ってきており、現在は、第4次行財政改革プランの実施計画に基づき、効果的な組織体制の検討や事務事業の見直しを行うために事務事業成果優先度評価の取組などを行っております。今後も各種使用料等の見直しや新たな財源の確保等の検討、限られた財源を有効的に活用した事業の実施など、庁内が一体となり改革の着実な推進を図ってまいります。

令和3年度からスタートいたしました第7次日吉津村総合計画の計画期間が、前期の終盤となります。4年目を迎えるに当たり、新年度には、村民アンケート調査を実施するとともに、総合計画の基本事業等をテーマに村民の皆様との対話の機会を設け、総合計画の後期に向けた見直しの準備を進めてまいりたいと思います。急速に変化する社会情勢にも柔軟に対応しながら、第7次日吉津村総合計画を大きな指針とし、基本構想、基本計画の実現・実施に向け、自治基本条例に定められた住民主権、人権の尊重、情報の共有、参画と協働の基本原則をしっかりと基礎に据えながら、村民の皆様と一緒に「みんなで創る元気な村 住み続けたい日吉津村」づくりを進めてまいりたいと思います。

議員の皆様、村民の皆様におかれましては、引き続き格別の御理解と御協力を賜りますことを
お願いし、施政方針とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これで村長施政方針説明を終わります。御苦労さまでした。

日程第5 報告第1号

○議長（山路 有君） 日程第5、報告第1号、総務経済常任委員会の調査研究についてを議題
とします。

総務経済常任委員長の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 皆さん、おはようございます。総務経済常任委員長の橋
井でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、日程第5、報告第1号、総務経
済常任委員会の調査研究について御報告させていただきます。本報告第1号につきましては、前
回の定例会におきまして、閉会中の調査としておったものでございます。

令和6年3月1日。日吉津村議会議長、山路有様。総務経済常任委員長、橋井満義。

委員会調査報告書。本委員会に付託されました調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、
会議規則第77条の規定により御報告させていただきます。

御報告の前に、若干私の不手際がございましたので、事前に訂正をいただきたいと思ってお
ります。本文中の考察中の下から7行目でございますが、「今後は」の後の、ここは「平成」とし
ております、「平成10年」としてありますが、これは「令和」に御訂正をお願いをいたしたい
と思います。それから、その文中の「10年度完了に向けた」、その「日野川」の前は、これは
「仮称」を追記していただきたいと思います。「日野川右岸堤線」としてありますが、これはあ
くまでも仮称ということであるようですので、「右岸線」ということで「堤」を削除願いたい
と思います。大変失礼をいたしました。

そういたしますと、御報告させていただきます。日吉津村議会総務経済常任委員会調査報告書。
(閉会中の調査) 令和6年3月1日。総務経済常任委員長、橋井満義。

調査目的。村内のインフラ、道路、そして下水道についてであります。整備計画について。
期日は本年、令和6年2月26日月曜日、午前10時から行っております。出席者、総務経済常
任委員4名でございます。私、そして副委員長、前田昇、委員、加藤修、そして同委員、山路有。
建設産業課課長、福井真一、そして技師、吉田尚央、以上、敬称略させていただきました。以上
の方の列席をもちまして、調査研究をしたところでございます。

調査概要につきましては、村内の開発予定地域の道路計画や既存道路の将来的整備計画を、都市計画マスタープランに基づき調査をしたものでございます。また、人口増や住宅地の開発に伴う公共下水道整備計画の現状と課題について調査を行っております。

これらについての考察であります。皆さん御承知のとおり、国道431号線の北側開発による交通事情は、これまでの村道及び農道が一変し、交通の激増が予想されるところでございます。これは都市計画の計画図からも明らかなおりでありますが、未然の対応が必要であると感じたところでもあります。委員会としましても、これまで現地を数度と確認をしてきましたが、現在のような南北優先の道路形態に、今後は東西に広く拡幅された道路ができれば、事故の発生率は多くなる予想はつくものであると認識をしております。このような状況を踏まえた道路計画が、行政には今後は対応が必要であると感じております。

それから、このことにつきましては、ケースデンキの出店に伴い、特に樽屋地区の北側にありますが、ケースデンキの南側の道路が拡幅整備をされました。これは村道宮川北線の朝の通勤車両の減少には効果がうかがえるところでもあります。しかし、本来この道路整備につきましては、拡幅の要望は以前からあるものの、用水路補強など事業費の増大で費用対効果が大変大きく、実現に高いハードルがあるというふうに認識を再度したところでございます。そして今後は、令和10年度完了に向けた仮称日野川右岸線の接続道路、村道3号から5号線橋梁を含めたアクセスの整備計画を進めるべきでありまして、将来的な村のスタンスとして、さらにJR伯耆大山駅北口との活用をどうするか、一度村民の課題として提案されることを強く望むものであります。

そして、最後になりますが、下水道については、施工後三十数年、35年程度経過したものでございます。2町1村で現在下水道事業を運営しておりますが、今年度は老朽化をしました汚泥脱水車の更新予定でもあります。100%近い普及率の本村ではあるものであります。使用料を含めた、今後はメンテナンスと延命化に留意され、事業運営を行っていただきたいと要望を添えて、御報告に代えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく御審議くださいませ。

○議長（山路 有君） 御苦労さまでした。

これから報告第1号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これで報告第1号を終わります。

日程第6 報告第2号

○議長（山路 有君） 日程第6、報告第2号、教育民生常任委員会の調査研究についてを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。閉会中の継続調査について報告いたします。

報告第2号、令和6年3月1日。日吉津村議会議長、山路有様。教育民生常任委員長、河中博子。委員会調査報告書。本委員会に付託されました調査事件につき、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

教育民生常任委員会、閉会中の調査報告書。調査日時、令和6年1月16日木曜日、朝9時25分から。場所、日吉津小学校1年2組教室。出席者、敬称を略します。江田加代、松田悦郎、長谷川康弘、石原浩明、河中博子、以上教育民生常任委員5名と、議会事務局より里英樹事務局長、小学校から谷口俊則教頭、安達宏樹先生、教育委員会から陸浦昭裕主査、そしてICT支援員の嘉賀雄一さん、島田亜由実さんの2名も参加してくださいました。調査目的、GIGAスクールについて。

調査の概要。今回は、全国で2021年度から本格的にスタートいたしましたGIGAスクールについて調査をしました。

GIGAスクールとは、2019年に文部科学省が発表いたしました教育改革で、全国の小・中学校の生徒に1人1台のパソコンやタブレットを与え、その端末と通信ネットワークを活用することで、教育の質を高めようとするものです。2019年度から5年をかけて実施する計画でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オンライン学習へのニーズが急速に高まったのを契機に、前倒しで2021年度からスタートいたしました。なお、日吉津小学校では、全国に先駆けて2020年度から取り入れています。

視察した日は1年生の図工の時間で、iPadで絵を描いてみようという授業でした。これは画用紙の代わりにiPadを使って絵を描き、それをみんなで観賞しながら感想を簡単な文章にするという授業で、私たち見学しているほうも引き込まれる授業内容でした。最初のうちは先生の説明がすっきり理解できない子もいましたが、サポートに入ってくさっているICT支援員の細かい指導により、だんだんと全員の指が動くようになり、そのうち子供たち同士で操作方法を教え合ったりしながらの活気にあふれた授業でした。

今回は1年生の授業でしたが、全学年を通して、観察記録を作成する際に観察対象の写真を撮る、こま撮りの写真撮影をし、それをつなぐことで動画を作成する、全ての教科で必要に応じて学習動画を視聴し、理解を深めるなど、様々な場面で活用されています。

視察をした委員の感想も、タブレットがうまく活用されており、活気のある楽しい授業となっていた、1年生に理解できるかなと心配したが、先生や支援員の指導が行き届いていて、楽しく学べるのがよかった、授業はあくまでノートが中心だが、ITのよいところを取り入れた授業であり、感想を書くときはみんながうれしくなるようなコメントを書きましょうという友達に対する思いやりの心も指導しておられて、これは大切なことだと思った、ICTの専門家が支援に入っておられ、今後もこの体制を続けることが必要だと思う、みんなが積極的に参加していて盛り上がった授業だったというふうに、GIGAスクールの一番の印象は、子供たちの活発で楽しそうな授業風景でした。

まとめといたしまして、今後ますます技術革新は進むと思われます。小学校でしっかりマスターすることは必要だと感じました。このツールは、学校の休校や学級閉鎖、または病気などで欠席したときなどにも活用でき、全ての子供たちに授業内容が平等に行き渡るメリットは大きいと思います。先生の顔を穴が空くほど見詰めながら、黒板の文字を必死でノートに写した時代に生きた私には、教育はここまで変わったのかと時代の変遷を感じ、少し寂しい思いもいたしました。今後は実践による事例の蓄積を進めながら、授業をはじめとした様々な場面での端末の活用と、それに伴う児童一人一人の学力の定着・増進をさらに進めていただきたいと思います。あわせて、筆記用具で文字を書く場合に、文字を忘れてたり、手書きで文章を作れなくなるなどのデメリットが現れることのないよう、これを補う手だてを配慮する必要があるのではないかというふうにも感じました。「授業はあくまでノート」の心を生かしたGIGAスクールとして進めていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（山路 有君） 御苦労さまでした。

これから報告第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これで報告第2号を終わります。

日程第7 報告第3号

○議長（山路 有君） 日程第7、報告第3号、広報広聴常任委員会の調査研究についてを議題とします。

広報広聴常任委員長の報告を求めます。

前田広報広聴常任委員長。

○広報広聴常任委員長（前田 昇君） 広報広聴常任委員会の委員長を務めます前田です。議長のお許し、御指示をいただきましたので、調査報告をさせていただきます。書面を配らせていただいております。

日吉津村議会議長、山路有様。広報広聴常任委員長、前田。委員会調査報告書。本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

今回の視察につきましては、日頃我々が取り組んでおります議会広報の編集のレベルアップというものをまず第一義に目的として行ったものであります。補足になりますが、我々としては毎回、年4回、定例議会を終わった後に、原稿書きからレイアウト、写真撮り、インタビューなど、全てを手分けをしまして、村民の方に少しでも分かりやすく、かつ議会や村政の情報を提供できるよう議会報の制作に努めております。その成果で、県内の町村のコンクールでは毎年優秀賞をいただいておりますが、その一方で、毎回の編集スタイルがワンパターン化するという課題もありますので、今回はそういったものにもう一步前進を狙いとして取り組んだものです。

期日は、2月13日から14日、訪問先は、徳島県の勝浦町と那賀町で、2町を訪問しております。参加者につきましては、広報広聴の委員であります私、前田と、長谷川副委員長、斉田、石原、松田各委員、それから事務局の里局長と6名で伺っております。

まず、初日、2月13日の午後に徳島県の勝浦町の役場に訪問いたしました。勝浦町は、人口約4,700人、町の面積は約70平方キロメートル、ミカンの生産等が盛んな山あいの町であります。全国町村広報コンクールでは連続して優秀賞を獲得をされております。議長をはじめ広報担当の議員の方、議会事務局の皆さんに御出席いただいて、直接御指導をいただきました。

議会広報については、年3回の発行がされておまして、企画や原稿、写真などは担当議員が手分けをして作成されておりますが、レイアウトとタイトルにつきましては、6年前から町内在住のアドバイザーに委託をしており、そういった点でセンスが光る仕上がりとなっております。全国レベルで評価されているから、アドバイザーへの謝礼予算も確保できてるというのが議員の皆さんの感想であります。本町では、町報も同様に新聞折り込みによって各世帯に配布されてるというふうに伺いました。

それから、町民からの意見や対話のページ、町内の話題の掲載が非常に多くて、議会報の最初のページから町民の方が登場するものであります。取材を通じて議員がいかにかくさんの町民と触れ合うかも広報制作の意義だというふうに議長は述べられております。

記載で1点飛ばしますが、町民からは、議会広報モニターを設置して適宜御意見をいただいているということでもあります。また、女性議会が開催されておりました、その参加経験者から議員も誕生しているというお話でした。平成25年から通年議会制を採用しております、いつでも議会の会期になります。一般質問は年に3回、補正予算や契約・人事案件などは、通年議会でありますので、定例会を待たずして速やかに決定できるので、議会・町執行部ともに便利な面があるというふうなお話でありました。

次に、同じく徳島的那賀町を訪問いたしました、2月14日の午前中であります。那賀町は、人口7,400人、面積695平方キロメートル、大変広い面積の町であります。平成17年3月に5町村が合併して今日に至っております。著しい人口減少が進んでおり、木頭杉に代表される林業が盛んな地域でありましたが、最近は輸入材に押されてしまい、林業の収益は落ちているということでありました。また、平成16年には、当時日本記録となる集中豪雨に見舞われるなど、雨量が多い地域でもあるということでもあります。

そういった中、数々の議会改革に取り組んでいらっしゃる、全国町村議長会より特別表彰を受賞されております。議長、副議長、事務局長が御出席いただき、タブレットによるパワーポイントを駆使しての御説明をいただきました。この町では、合併時の調整の際に独自の議会報の発行を取りやめていらっしゃる、以降、町報のほうにその概要と一般質問などの報告を掲載する形になっている、必ずしも望ましくないというふうなお話も出されておりました。

1つ飛びまして、議会改革の内容について簡単に触れますと、一般質問の際にはタブレットを通じましてパワーポイントを利用して、執行部もそれを利用して議論をします。傍聴をされる方には非常に分かりやすいというふうなことで、その様子を伺いました。また、議員間の自由討議の実施、あるいは議員個人の申請による派遣研修制度、議員による条例・施策提案、さらにはオンラインによる委員会出席、また、議会に対する政策アドバイザーの委嘱などを実施をされております。ここでも議会は通年制を採用されておりました。また、町民との車座会議、議会モニター、女性模擬議会、高校生模擬議会など、町民との協働にも積極的に取り組んでいらっしゃる、早稲田大学のマニフェスト研究所においては、住民参画の部門では全国の市町村の第3位の評価を得られたというふうなことであります。

最後に考察であります、勝浦町議会では、町民に取材した記事を多く掲載し、レイアウトな

どはアドバイザー委託するなど、合理的な制作方法がなされておりました。一方、一般質問の報告は、議員各自において町民への情報提供に努めるべきという観点から、今後はスペースを縮小する方針だと伺っておりました。議員個々の責務を重く捉えた認識を我々もしっかり受け止めたと感じた次第であります。

一方的那賀町議会では、議会の改革にあらゆる手を尽くして模索し、実践をされておりました。日吉津村は人口増、にぎわいもあって羨ましい限りだというふうにおっしゃっておりましたが、ただし本町は急速な過疎化などへの危機感から、まずは他の議会を模倣しつつ様々な議会改革に取り組んできたというお話に、強固な意思を感じております。本町でも可能な取組について検証し、まねをしていくべきだというふう感じた次第であります。

以上、ちょっと長くなりましたが、委員会報告に代えさせていただきます。

○議長（山路 有君） 御苦労さまでした。

これから報告第3号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 若干、前田委員長に質問させていただきたいなというふうに思います。

大変勉強になる広報広聴委員会の調査であったというふうに見させていただいております。若干ここで御質問といいましょうか、この内容について教えていただきたいなというふうに思います。この勝浦町並びに那賀町、これらは通年議会制を取られてるということでありまして、これらについて、一般質問について年3回ということがどうも見てとれるなというふうに思います。ちなみにこの勝浦では3回、那賀町ではこれは何回になっておるんでしょうかね。その点を1つと、それから、広報の在り方について、これ新聞折り込みということになっておりますが、新聞というメディアを利用した背景というのはどのようなことがあったんでしょうかね、その辺が分かる範囲でよろしいですんで、教えていただきたいなと思います。

○議長（山路 有君） 前田委員長。

○広報広聴常任委員長（前田 昇君） ありがとうございます。

2点、主に御質問いただきました。那賀町のほうの一般質問であります。ちょっと確認をしますが、特に3回というふうなお話はなかったので、通例なら4回かなというふうに把握しておりますが、また確認をしておきます。

それから、勝浦町のほうで町報も併せて新聞折り込みにされてるということで、かなり新聞の購読率は高いというふうな説明を受けましたが、正直言って私たち自身も、新聞折り込みで行き渡

らないところがあるのではないかっていう、あるいはしっかり読んでいただくのになんていうの、正直思いますと、少しそういうふうには感じましたが、そこをより深く議論まではしておりません。

もう一つ補足しますが、両町とも通年制を採用されてるということで、通年制になると何かと日程を調整するのはかえって大変かなというふうに思ったんですが、勝浦のほうでは、もう本当に1年間ぐらいの日程を結構細かく予定を決められて、そこで結構30代、40代の議員さんがここには三、四人おられて、現役で仕事をしとられますので相当大変かなと思いましたが、案外日程を細かく決めてるから大丈夫なんだっていう話をされておまして、我々はまだちょっと勉強不足かなっていうふうに感じた次第であります。答えになったかどうか分かりません。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 前田委員長、ありがとうございます。

確かにこの通年制での時間調整というのが大変気になったもので、これから日吉津もこれらの課題がずっと前から話も出ておりましたんで、ということかなというふうに思っております。

あとは、基本的なスタンスがやはりしっかりここは骨太で取り組んでおられるのかなというのが見受けたところは、やはり議員各自からの皆さんへの情報提供へ努めるべきだという考え方が、一つここがやっぱり筋が通ってるなということがすごく感じたように思いました。その辺の感覚というのが、やはり私どもは見習うべきかなというふうに思うところではありますが、その辺の感覚というのは、どういったところからそれが来てるのかね、やはり四国の方の気質といいたいでしょうか、その辺ではどのように感じておられたでしょうか。

○議長（山路 有君） 前田委員長。

○広報広聴常任委員長（前田 昇君） 大変重要な質問で、十分答えられるかどうか分かりませんが、ただ、いずれにしても、両町ともやっぱり過疎化に対する危機感はすごくあって、あるいは経済的な問題ですね、そういった危機感の上に情報を集めてしっかり取り組むという姿勢は、特にひしひしと感じる面がありました。勝浦もですが、那賀町においてはちょうど副議長を務められる若い議員さんがかなりいろんなところを調査しておられて、例えば鳥取県の日南町の条例をキャッチして、それを自分たちなりにアレンジして町政に提案をして議員発議でやったとかですね、本当に熱心にやっておられます。

それから、報告の中では口頭で触れませんでしたでしたが、那賀町では若手の議員さんを創出するためということで、30代以下の議員に対しては報酬をアップしようというふうな議論をされて、

議会としてはそれを議決されております。これは全国的にもそういう実践を模索されてるところはあるんですけども、要するに、若手現役の議員を出すためには、現在の報酬では低過ぎるので、若手の報酬は例えば月額30万にしようというふうな、結果的にはうまくいってないということでしたんですけども、若い議員が、本当に30代、40代が5人ぐらい合わせていらっしゃるといようなことで、本当に過疎化に対する危機感ですね。

それから、那賀町は、5町村が合併しましたけども、かなり広いわけですね。支所がみんなあるわけですけども、そういった点では町の一体化ってということについても、いろいろ課題も含めてあって危機感があるんだろうなというふうに感じたというふうなことです。

えらい雑駁な答弁だったと思います。またしっかり確認をしてみたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので、以上で質疑を終わります。

これで報告第3号を終わります。

ここで暫時休憩を取りたいと思います。そうしますと、再開は10時30分から再開しますので、当議場にお集まりください。

それでは、暫時休憩に入りたいと思います。

午前10時15分休憩

午前10時30分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

日程第8 議案第2号

○議長（山路 有君） 日程第8、議案第2号、移動脱水車購入変更契約についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第2号、移動脱水車購入変更契約について提案理由を御説明申し上げます。

半導体供給不足等から車両搭載機器の製作時期が大幅に遅延し、全体スケジュールが延びたことにより、年度内での納入が困難となったことから、納入期限を令和6年3月15日から令和6年8月30日に変更するものでございます。

以上、議案第2号の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 議案第2号の提案説明が終わりました。

本議案については、本日採決を行います。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号

○議長（山路 有君） 日程第9、議案第3号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第3号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議について提案理由を御説明申し上げます。

令和6年4月1日より、日吉津村を含む鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会構成団体の全部が、鳥取県に対し情報公開並びに個人情報保護の審査会を委託することとなりました。

これに伴い、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の共同設置の廃止を鳥取県に協議す

る必要があり、これに対して議決を求めるものでございます。

以上、議案第3号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 議案第3号の提案説明が終わりました。

本議案については、本日採決を行います。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5番、前田です。この議案につきましては、本日採決というふうな、大変急ぐ手順で進められておりますが、2点ほど確認をしたいんですが、全体的にちょっと分かりにくいんですけども、結局、西部の各町村を中心として共同設置しておりました審査会を県に委託するというこの、その辺の意義ですね。従来に課題があったのかということと、それと、県に委託するというのは、県のこういう審議会に委託するということになるんだと思うんですけど、その辺の従来に対する課題といいますか、従来を見直して県に委託するというこの意義が一言も語られてないように思うんですが、その辺の理由を1点、明確にしていきたいというのが1つ。

それから、こういった問題を、どういう影響が住民にとってあるか、はっきり分からないんですけども、4月1日から委託をするということで、大変急に、にわかになんかこういう議決を求められるということについての、ちょっと手順としてどうなのかなというふうに思っておりますが、この間の西部町村会なんかの協議といいますか、経過といいますかね、そういった点を、いつ頃からそういう検討がされて、どういうふうな経過で今日に至ったかという点を、その点について御説明をいただきたい。以上2点、よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

情報公開・個人情報保護につきましては、本来、各市町村が情報公開審査会ですとか個人情報保護審査会を設けて審議をすべきものでありますけれども、鳥取県西部町村会では、管内の適正な運営を図るために情報公開・個人情報保護審査会を共同設置して運営をしてきております。

そんな中、去年の令和5年4月に個人情報保護法の改正がありまして、県主導で県内市町村の個人情報保護審査会の共同設置が行われました。鳥取県の町村会からは個人情報保護審査会と同様に、情報公開の審査会、こちらも共同設置をしてほしいということで県に要望を上げておりましたけれども、情報公開の審査会につきましては、県の見解として、県全体で見た場合、共同設

置を行うことで、効率的で適切な運用が期待されると言いながらも、なかなか県の人的体制の配置が整わないということで、共同設置は困難であるという回答をいただいております。よって、それを受けて西部町村会では、個人情報保護審査会の片方のみの事務委託ではあんまり意味がないということで、今年度、令和5年度につきましては、今までどおりの西部町村会の共同設置してある審査会で進めてきております。

西部町村会で審査会を持つということは、やはり一応ルールで、構成団体が2年間で事務を担当するというふうになっておりますので、その事務担任となったところの負担とか、事務局の負担というのがやはり大きくなってきているというのが実態でございます。県の動きとしましてはやはり町村会の要望を受けて、去年の秋に県内市町村に事務の委託に関する意向調査というのを行われました。その結果が、やはりどこの市町村も共同設置を望む声が多かったということから、情報公開審査会のほうも令和6年4月、今年度の4月から共同設置をされることになったということでございます。

そのことを受けまして、西部町村会では協議をされまして、両方の審査会、個人情報保護と情報公開、この審査会の両方をやっていたら、来年度から県に委託しようということになりました。その廃止に向けた事務的な動きが具体化されたのが今年度の1月になってからでございます。議会にお諮りするのがこのたびとなったということでございます。

なお、共同設置を廃止する流れとしましては、3月中に、議案にありますように、構成する全ての団体の連名で協議書を作成して県に提出する必要がありますけれども、事務処理の都合上、3月中旬までには各構成団体からの議決が必要ということになっておりますので、今日の初日議決をお願いするものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。なお、県に事務委託をするということになっても、特に住民の皆さんに何かが変わるということではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） いろいろ経過については今、丁寧にお話しいただいたんですけども、結局、情報公開については県が委託受託を、言わば洪ってたというか、それはそれで意味があったんだろうと思うんですけども、市町村の意向を受けて、このたび受けることになったので、この際両方委託しようということですね。

経過は分かりましたけども、答弁までは難しいのかもしれませんが、それにしても、何か重要な法律に基づく審議会、本来、総務課長も言われたように、市町村が責任を持ってやるべき審議会を、にわかに関に委託という形が、果たして筋道としてどうなのかなというふうにはち

よっと思いますけども、その辺について、しかも、住民の方に迷惑はないということであるけども、住民の方にも関連のある大事な審査会なので、それをにわかに決めるということに多少疑義を感じますが、改めて、その辺はどういったものでしょう。やっぱり住民の方に、あるいは我々自身ももう少し議論なり問題点を尽くして決定すべきというふうに思いますが、どのように感じられるでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

これまで西部の中で共同設置してやってきておりました。それは、やはり管内の適正な運営、組織が大きければそれだけ公正な判断もできる、効率的な動きもできるという中でやってきましたので、さらに枠を広げて負担も軽減しながら県でやっていただくということでは、そちらのほうがよりベターではないかなというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） ちなみに、中部の町村、東部の町村あたり、あるいは4市についてはどういうふうな対応になってるか伺いたと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

市部でいきますと、倉吉市につきましてはもう既に委託済みといったところがございますし、あと、東部のほうの町では結構もう県に委託済みというのがございます。それで、やはり情報公開につきましては、もし共同設置となれば、もうほとんどの町村が事務委託を希望するというところで回答をされてるようでございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 から 日程第14 議案第8号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第10から日程第14までは条例に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10、議案第4号、日吉津村情報公開条例等の一部を改正する条例、日程第11、議案第5号、日吉津村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第12、議案第6号、日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第7号、日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、日程第14、議案第8号、日吉津村長の給与の特例に関する条例を廃止する条例、以上5件を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第4号から議案第8号までについて提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第4号、日吉津村情報公開条例等の一部を改正する条例についてであります。情報公開並びに個人情報保護の審査会を鳥取県に委託することに伴い、関係条例文中にある、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の名称を改正及び削除するものでございます。

次に、議案第5号、日吉津村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。

本年度実施しております日吉津村防災行政無線機能強化工事により、防災行政無線施設が更新されることに併せ、条例の改正を行うものでございます。主な改正点は、機器の名称及び設置場所の変更、屋外拡声受信機の設置場所の変更でございます。

次に、議案第6号、日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。

西部地区特別職報酬等審議会から、他団体の状況、人事院勧告の内容、社会情勢等を鑑みて村長の給与を引き上げる答申が令和6年1月15日にされたことに伴い、改正するものでございま

す。あわせて、令和5年人事院勧告により特別職の期末手当の支給率が100分の165から100分の170に引き上げられたことに伴って、改正するものでございます。

次に、議案第7号、日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。

教育長の給料は村長の給料の75%とすることが基本となっており、このたび村長の給料を81万円から81万4,000円に改正することに伴い、教育長の給料につきまして61万1,000円に改定をするものでございます。また、令和5年人事院勧告により特別職の期末手当の支給率が100分の165から100分の170に変更されたことに伴い、改正を行うものでございます。

次に、議案第8号、日吉津村長の給与の特例に関する条例を廃止する条例について提案理由を御説明申し上げます。

平成16年4月1日から村長の給料を一律10%カット、独自のカットを行っておりましたが、一般職員、議会議員及び教育長については既に独自カットを終了していることや近年の社会情勢を鑑みて、村長の独自カットを令和6年3月31日で終了するため廃止の条例を設定するものでございます。

以上、一括議題となりました議案第4号から議案第8号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で議案第4号から議案第8号までの提案説明を終わります。

日程第15 議案第9号 から 日程第18 議案第12号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第15から日程第18までは補正予算に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第15、議案第9号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回）、日程第16、議案第10号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）、日程第17、議案第11号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）、日程第18、議案第12号、令和5年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第3回）、以上4件を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第9号から議案第12号までの補正予算について提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第9号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回）でございますが、歳入歳出それぞれ6,938万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億586万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明を申し上げます。初めに、16ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費に355万6,000円の減額を計上しておりますが、これは西部広域行政管理組合負担金が確定したことによる430万8,000円の減額が主なものでございます。

同款同項第5目企画費に897万円の減額を計上しておりますが、これは移住定住施策に伴う事業の確定により定住促進補助金、移住支援金、結婚・子育て世帯応援支援金等の補助金の減額が主なものでございます。

次に、23ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費に494万7,000円の減額を計上しておりますが、これは今年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業が主に県主体となったことにより、新型コロナワクチン接種事業委託料の減額が主なものでございます。

次に、27ページを御覧ください。第8款消防費、第1項消防費、第2目災害対策費に1,632万7,000円の減額を計上しておりますが、これは防災行政無線機能強化工事の入札結果及び内容の見直しに伴う工事請負費1,342万円の減額が主なものでございます。

次に、29ページを御覧ください。第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費に1,171万8,000円の減額を計上しておりますが、これは小学校大規模改造LED化工事の事業完了に伴う工事請負費326万1,000円の減額及び国の基準に達したことによる少人数学級加配教員全額負担金の500万円の減額等によるものでございます。

次に、32ページをお開きください。第11款諸支出金、第1項基金費、第13目一般廃棄物処理施設整備費積立基金に1,500万円の増額を計上しておりますが、これは西部広域行政管理組合から一般廃棄物処理施設整備費の負担額の増額見込みが提示されているため、今年度の基金積立金を増額するものでございます。

続いて、歳入について御説明申し上げますので、12ページをお開きください。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目衛生費国庫負担金では500万円の減額を計上しております

が、これは歳出で申し上げました新型コロナワクチン接種事業委託の減に伴う新型コロナウィルスワクチン接種対策費国庫負担金500万円の減額によるものでございます。

同款第2項国庫補助金、第4目土木費国庫補助金では328万円の減額を計上しておりますが、これは村道4号線西川橋4補修工事の事業完了に伴う補助金額の確定による減額が主なものでございます。

続いて、13ページを御覧ください。第15款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費県補助金では467万8,000円の減額を計上しておりますが、これはがんばる地域プラン事業費補助金の減額が主なものでございます。

次に、14ページを御覧ください。第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金では3,246万3,000円の減額をしており、これにより今年度は財政調整基金からの繰入れを行わないこととなります。

同款同項第2目夢はぐくむ村づくり基金繰入金では556万3,000円の減額を計上しておりますが、これは充当を予定していた事業が減額となったことに伴い、基金繰入金も減額するものでございます。

次に、15ページを御覧ください。第21款村債、第1項村債、第1目村債では1,570万円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました防災行政無線機能強化工事の見込額の減額による緊急防災・減災事業債1,340万円の減額と、小学校大規模改造LED化工事の事業完了に伴う学校教育施設等整備事業債230万円の減額によるものでございます。

次に、議案第10号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）でございますが、歳入歳出それぞれ1,672万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,046万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものを御説明申し上げますので、5ページを御覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費に1,228万円の減額を計上しておりますが、これは今年度の給付費が見込みより少なかったことによる実績に伴う減額が主なものでございます。

第4款保健事業費、第2項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費に283万7,000円の減額を計上しておりますが、これは特定健診等データ管理システム手数料の減額が主なものでございます。

続いて、歳入については4ページを御覧ください。第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税に226万4,000円の減額を計上しておりますが、これは実績見込みによる減額でございます。

第3款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金に1,647万円の減額を計上しておりますが、これは保険給付費の減による普通交付金の減額と、歳出で申し上げた特定健康診査等事業費の減額に伴う特別交付金の減額によるものでございます。

次に、議案第11号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）でございますが、歳入歳出それぞれ91万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,521万1,000円とするものでございます。

4ページを御覧ください。歳入は後期高齢者医療保険料の減額であり、歳出はそれに伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の減額でございます。

次に、議案第12号、令和5年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第3回）について御説明を申し上げます。

初めに、1ページから2ページにかけて御覧ください。第2条におきまして収益的収入及び支出の補正額、第3条におきまして資本的収入及び支出の補正額、第4条では企業債の変更を定めております。

第2条と第3条につきましては、実施計画明細書により御説明申し上げますので、8ページを御覧ください。収益的支出において、第1款下水道事業費用の予定額を1,011万7,000円増額し、1億5,477万7,000円としておりますが、これは固定資産除却費の増額が主な要因となっており、収益的収入において、第1款下水道事業収益の予定額を他会計負担金及び長期前受金戻入れにおいて702万5,000円を増額しております。

続きまして、9ページの資本的収入を御覧ください。第1款資本的収入の予定額は72万4,000円を減額し、1億6,897万6,000円としておりますが、これは受益者負担金の増額及び他会計負担金を収益的収入に振り替えするための減額が主な要因でございます。

以上、議案第9号から議案第12号までの提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で議案第9号から議案第12号までの提案説明を終わります。

日程第19 議案第13号 から 日程第22 議案第16号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第19から日程第22までは当初予算に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第19、議案第13号、令和6

年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算、日程第20、議案第14号、令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第21、議案第15号、令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、日程第22、議案第16号、令和6年度日吉津村下水道事業会計予算、以上4件を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第13号から議案第16号まで、当初予算4議案について提案理由を申し上げますが、特に新規事業など、主要事業に係るものを御説明させていただきたいと思っております。

初めに、議案第13号、令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてでございます。予算書の9ページから10ページを御覧ください。歳入歳出それぞれ27億7,149万9,000円と定めております。前年度と比較いたしますと、6,565万円の減額で、約2.3%の減となっております。

次に、歳入について主なものを御説明申し上げます。11ページをお開きください。第11款村税、第1項村民税では、個人住民税は国が行う定額減税による収入減が見込まれるため、601万7,000円減額の1億8,143万2,000円を計上しております。

次に、14ページを御覧ください。第10款地方交付税については、普通交付税を前年度実績等から増額を見込み、地方交付税全体では9,240万8,000円を増額し、7億6,101万6,000円を計上しております。

次に、17ページを御覧ください。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増など、6,817万9,000円増額の7,106万9,000円を計上しております。

続きまして、18ページを御覧ください。第15款県支出金、第1項県負担金では、障害者自立支援給付費等負担金など、713万9,000円を増額し、8,495万9,000円を計上しております。

続きまして、24ページを御覧ください。第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入では、鳥取県後期高齢者広域連合への職員の派遣終了に伴う派遣職員負担金の皆減等により、545万2,000円減の1,638万8,000円を計上しております。

続きまして、26ページを御覧ください。第21款村債は、学校教育施設等整備事業債及び緊急防災・減災事業債の減など、2億4,880万円減額の6,330万5,000円を計上させていた

だいております。

次に、歳出について主なものを御説明申し上げます。

初めに、28ページを御覧ください。第2款総務費について申し上げます。第1項総務管理費、第1目一般管理費の総額は、2,362万7,000円を増額し、3億4,152万9,000円としております。これはシステムの標準化に伴う電算処理業務委託料の増や、電算機器のリース更新時期に伴う借り上げ料が増となったことが主な要因でございます。

次に、飛びまして、40ページをお開きください。第3款民生費について御説明申し上げます。第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の総額は、6,785万円を増額し、3億2,861万円としております。これは今年度開催されるねりんピックに伴う補助金の増及び扶助費に計上しております物価高騰対応重点支援調整給付金の増が主な要因でございます。

続きまして、45ページをお開きください。同款同項第3目特別医療費助成事業は910万9,000円を増額し、3,347万9,000円としておりますが、これは4月から18歳未満の医療費の個人負担分の無償化に伴う医療費助成の増額が主なものでございます。

続きまして、48ページを御覧ください。同款第2項児童福祉費、第4目保育所費の総額は、2,972万1,000円増の1億9,689万4,000円としておりますが、今年度は子供人材育成事業として、引き続き幼児体育指導を行うほか、新たにかがくタイムを導入する委託料及び年長児の社会体験として保育交流のためのバス借り上げ料の増額や、3歳児以上の米飯提供等のための給食室の職員配置などが増額の要因となっております。

次に、62ページを御覧ください。第6款商工費について御説明申し上げます。第1項商工費、第1目商工振興費は742万1,000円を増額し、1,629万4,000円としておりますが、これは新規操業事業者の見込み件数の増に伴う支援補助金の増額及び新型コロナ対策や原材料価格高騰対策に伴う資金融資に係る利子補助金の増が主な要因でございます。

次に、65ページを御覧ください。第7款土木費について御説明申し上げます。第3項都市計画費、第2目公園費に1,560万7,000円を増額し、2,603万9,000円としておりますが、これは昨年度から検討しておりますPFI事業の導入について、事業の基本計画や実施方針の作成及び事業を実施する業者選定に伴う募集要項や契約書案の作成、フォームチェックなどを委託するための委託費の増額が主な要因でございます。

次に、68ページを御覧ください。第8款消防費について御説明を申し上げます。第1項消防費、第2目災害対策費に2億4,316万1,000円を減額し、1,225万5,000円としておりますが、これは昨年度実施いたしました防災行政無線機能強化工事の終了に伴う減が主なもので

ございます。また、令和6年能登半島地震を受けて鳥取県が震災対策として行う補助を受け、本村におきましてもこれまで実施していましたブロック塀撤去改修事業補助金のほかに、耐震シェルター設置補助金及び耐震ベッド設置補助金を導入するため、震災に強いまちづくり促進事業として負担金、補助及び交付金に248万5,000円を計上しております。

次に、71ページを御覧ください。第9款教育費について御説明を申し上げます。第2項小学校費、第1目学校管理費の総額は、4,393万円を減額し、7,508万6,000円としております。これは小学校及び附属施設等のLED化工事に伴います工事の完了に伴う減額が主な要因でございます。

次に、75ページを御覧ください。同款同項第3目保健体育費は1,097万7,000円を増額し、3,293万5,000円としておりますが、これは給食室の床塗装改修工事に伴う増額が主な要因でございます。

なお、全体を通しまして、令和6年度から会計年度任用職員の一定基準を超える職員につきまして勤勉手当を支給することや、昨年度の人事院勧告に伴う全体的な賃金アップにより、昨年度の人件費から9.6%の増となっております。

続いて、議案第14号、令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について提案理由を御説明申し上げます。

予算書の4ページと5ページを御覧ください。歳入歳出それぞれ3億9,924万円と定めております。前年度と比較しますと、2,348万4,000円、約6.2%の増となっております。

初めに、歳入について、6ページを御覧ください。第3款県支出金の総額は、昨年度から1,651万円を増額し、3億331万6,000円としております。これは療養給付費の増額に伴う保険給付費等交付金の増が主なものでございます。

次に、歳出について、10ページを御覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費は1,768万7,000円を増額し、2億5,262万1,000円としております。これは入院等の増による給付費の増額が主な要因でございます。

次に、13ページを御覧ください。第5款国民健康保険事業納付金、第2項後期高齢者支援金等分、第1目後期高齢者支援金等分は484万円を増額し、2,494万8,000円としております。これは平成30年度からの国保制度改革に伴う国の激変緩和措置が、令和5年度末で終了したことによる納付金額の増が主な要因でございます。

次に、議案第15号、令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を御説明申し上げます。

予算書の4ページをお開きください。歳入歳出それぞれ6,317万1,000円と定めております。前年度と比較いたしますと、728万1,000円の増、約13%の増となっております。

初めに、歳入について、5ページを御覧ください。第1款後期高齢者医療保険料の総額は、551万3,000円を増額し、5,267万1,000円としております。これは被保険者数の増による保険料の増額が主な要因でございます。

次に、歳出ですが、7ページを御覧ください。第2款後期高齢者医療広域連合納付金の総額は、708万円を増額し、6,188万円としております。これは保険料の増額が主な要因でございます。

次に、議案第16号、令和6年度日吉津村下水道事業会計予算について提案理由を御説明申し上げます。

初めに、1ページから3ページにかけて御説明を申し上げます。第3条において収益的収入及び支出の予定額、第4条において資本的収入及び支出の予定額、第5条において債務負担行為、第6条において企業債の予定額などを定めております。

第3条及び第4条につきまして、予算実施計画明細書により御説明申し上げますので、21ページから22ページを御覧ください。収益的収入の予定額は、前年度に比べ990万2,000円を増額し、1億6,049万円としておりますが、下水道事業収益のうち第2項営業外収益、第3目長期前受金戻入れの増額が主な要因となっております。一方、収益的支出の予定額は、1,223万8,000円を増額し、1億5,635万4,000円となりますが、これは営業費用のうち第4目総係費の経営戦略見直し支援業務による委託料の増及び第5目減価償却費の増が主な要因となっております。

続きまして、25ページから26ページを御覧ください。資本的支出の予定額は、1億5,784万6,000円を減額し、5,541万9,000円としておりますが、第1項建設改良費のうち移動式汚泥脱水車の購入を令和5年度に計上していたことによる減額が主な要因でございます。これに併せまして、25ページの資本的収入の予定額においても1億4,298万6,000円を減額し、2,001万4,000円を計上しております。

なお、戻りますが、2ページの第4条におきまして、資本的収入が資本的支出に対して不足する額3,540万5,000円につきましては、第4条本文中、括弧書きで記載のとおり補填することとしております。

以上、簡単ではありますが、議案第13号から議案第16号の説明とさせていただきます、補足について総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） それでは、議案第13号、令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算の補足説明を、歳出のみ簡単に申し上げます。

初めに、32ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第4目財産管理費の総額は220万7,000円増の1,828万4,000円としておりますが、議場照明器具LED化工事に伴い、工事請負費327万6,000円を計上しております。

次に、36ページを御覧ください。同款同項第7目防犯対策費では、村民の方から防犯対策として御寄附の申出がありましたので、新たに防犯カメラを設置するための工事請負費20万円を計上しております。

次に、48ページを御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第4目保育所費の総額は、2,972万1,000円を増額し、1億9,689万4,000円としております。これはこども園の増設に伴う備品購入の増や、子供の考える力を伸ばすためのかがくタイムの導入、賃金の単価アップによる人件費の増などが主な要因であります。

次に、50ページを御覧ください。同款同項第5目児童館費の増額は494万4,000円増の2,566万5,000円としておりますが、近年、児童館を利用する子供が増えていることから、職員の配置人員の増が増額の主な要因でございます。

次に、53ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目環境衛生費の総額は624万円としておりますが、令和5年度から開始しております宅配ボックス購入支援補助金について、今年度から県補助金も一部開始されますことから、引き続き事業の継続をするため75万円を計上しております。

次に、64ページを御覧ください。第7款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持費の総額は、2,524万8,000円を増額し、6,467万4,000円としております。これは村道5号線西川橋3補修工事及び村道5号線ホレコ川橋5補修工事に3,520万円計上するなどの橋梁補修工事の増額によるものです。

次に、69ページを御覧ください。第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の総額は4,401万円を計上しておりますが、このうち昨年度から実施しておりますふるさと読本制作事業について、今年度から来年度にかけて本格実施を行うため、ふるさと読本制作アドバイス印刷業務委託料として55万円及び債務負担行為として110万円を計上しております。

次に、77ページを御覧ください。同款第4項社会教育費、第1目社会教育総務費の総額は、270万7,000円を増額し、2,323万7,000円としております。これは日野川右岸道路計

画地にあります村指定文化財のハゼの木の移殖に向けた管理委託料の増や、同じく村指定文化財の下口常夜燈の周りの柵設置工事費用の増などが主な要因であります。

なお、各施設や各事業において、直接的な人件費のほかに、物価高騰の影響や人件費の増により委託料や手数料、郵便料金などの役務費、光熱水費等の需用費が全体的に増額となっております。

以上が令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算の補足説明となります。

なお、議案第14号、令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第15号、令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、議案第16号、令和6年度日吉津村下水道事業会計予算につきましては、村長からの説明のとおりでございますので、省略させていただきます。

以上、議案第13号から議案第16号の補足説明とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 以上で議案第13号から議案第16号までの提案説明を終わります。

日程第23 議案第17号

○議長（山路 有君） 日程第23、議案第17号、日吉津村防災行政無線機能強化工事変更請負契約についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第17号、日吉津村防災行政無線機能強化工事変更請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

昨今の半導体供給不足の影響で資機材の調達にかなりの時間を要している状況であり、年度内での完了が困難となったことから、工期を令和6年3月26日から令和6年7月31日までに延長をするものでございます。

あわせて、聴覚に障がいがある方へ配付予定の文字表示用タブレットについて、現在、海岸部に設置しているLED表示板と機能的に共存できないことが判明したため、LED表示板の更新を行わないこととし、これに伴う費用を減額し、契約の金額を2億3,980万円から2億3,100万円に変更するものでございます。

以上、議案第17号の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で議案第17号の提案説明を終わります。

日程第 2 4 議案第 1 8 号 及び 日程第 2 5 議案第 1 9 号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第 2 4 から日程第 2 5 までは規約に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 2 4、議案第 1 8 号、日吉津村と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について、日程第 2 5、議案第 1 9 号、日吉津村と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について、以上 2 件を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第 1 8 号から議案第 1 9 号までについて提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第 1 8 号、日吉津村と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてであります。令和 6 年 4 月 1 日より、日吉津村を含む鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の構成団体の全部が鳥取県に対し、情報公開並びに個人情報保護の審査会を委託することとなりました。これに伴い、個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を鳥取県に協議する必要があり、これに対して議決を求めるものでございます。

次に、議案第 1 9 号、日吉津村と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について御説明を申し上げます。

令和 6 年 4 月 1 日より、日吉津村を含む鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の構成団体の全部が鳥取県に対し、情報公開並びに個人情報保護の審査会を委託することとなりました。これに伴い、情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を鳥取県に協議する必要があり、これに対して議決を求めるものでございます。

以上、一括議題となりました議案第 1 8 号から議案第 1 9 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で議案第 1 8 号から議案第 1 9 号までの提案説明を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次回の本会議は3月4日月曜日、午前9時から一般質問を行いますので、同議場にお集まりください。どうも御苦労さまでした。

午前11時38分散会
